

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に関する 傷病手当金の支給について

〔傷病手当金の概要〕

対象者	島田市国民健康保険及び静岡県後期高齢者医療制度の被保険者のうち被用者（給与等を受けている者）であって、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間における日数
支給額	直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 ^{*1} ×2/3×日数（上記支給対象日数）
適用期間	令和2年1月1日から同年9月30日までの間で、療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6ヶ月まで）

※支給を受けるためには申請が必要

〔支給例〕

1日当たりの収入算定額（^{*1}の額） 12,000円

傷病手当金算定額 8,000円

療養のために休職した日数 14日

傷病手当金支給額 $8,000円 \times (14日 - 3日) = 88,000円$

〔給与等が支給される場合における調整〕

- ・給与等の全部又は一部を受けとることができる期間は、傷病手当金を支給しない。
- ・算定した傷病手当金よりも受け取る給与等が少ない場合は、差額を支給する。
- ・給与等の全部又は一部を受け取ることができるはずであったが、事業所等の都合で支払われなくなった場合、保険者が傷病手当金算定額分について立替払いする（事後に事業所等から当該額を徴収する）。

*島田市国民健康保険条例の一部改正・補正予算措置（令和2年4月2日専決処分）

*静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正（令和2年4月21日専決処分）

〔島田市国民健康保険事業特別会計補正予算額〕

歳入（3款）県支出金（2項）県補助金（1目）保険給付費等交付金：40,000千円
歳出（2款）保険給付費（6項）傷病手当費（1目）傷病手当金：40,000千円

〈算出方法〉

支給日額（A）：9,000円（1日当たりの給与収入額^{*2}×2／3）

支給日数（B）：11日（就労不能日数14日－3日）

対象者数（C）：400人（20歳以上75歳未満の給与所得者のおおむね6%^{*3}）

補正額：A×B×C＝39,600,000円 ⇒ 40,000,000円

※2は、年間勤務日数を252日とみなして試算

※3は、予想が困難なため、国保被保険者の呼吸器科受診率を参考に試算

〔島田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について〕

- ・第2条（市が行う事務）に、「傷病手当金の支給に係る申請の受付」を追加する。